

平成20年度行政連絡員集会を開催

平成20年度の行政連絡員集会を5月8日から13日にかけて町内4か所で開催しました。集会では、町長から今年度の施政方針の説明、各部長から各部の重点施策の説明が行われました。その後、行政連絡員さんから町の施策に対する質疑や貴重なご提言をいただきました。

行政連絡員は、町行政と住民との連絡調整や広報などの文書の配布・回覧を行っていただく方で、町の非常勤の特別職の職員となります。各行政区（自治会等）において選任された自治会長さんなど271名の方に委嘱しています。（写真は東和地区）



受章

◆瑞宝単光章

原 清さん（棕野）
（元久賀町消防団長）



新しい周防大島町民生委員児童委員さんが決まりました。

（平成20年5月1日付け・敬称略）

◆大島地区【住所（担当地区）】

原田良子【吉兼（徳神、吉井、吉兼、郷の坪）】
（任期：平成22年11月末日まで）

福祉

重度心身障害者には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

■対象となる人

- ①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④国民年金法施行令別表1級程度の障害をお持ちの方

■有効期間

7月1日から平成21年6月30日まで

■助成の条件

一定の所得基準を超えない方。（所得基準については福祉課にお問い合わせください。）対象になると思われる方は申請をしてください。
なお、すでに受給している方には更新書類を送っておりますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、後期高齢者医療適用受給者証（65歳以上の方）をすでにお持ちの方については、更新手続きをする必要はありません。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件を証明できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）

■問い合わせ／福祉課

☎ 77・5505

6月は児童手当

「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日にお

ける状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

■提出期限

6月30日（月）まで

■現況届に必要なもの

健康保険被保険者証の写し（厚生年金加入者の場合）、所得証明（1月2日時点で周防大島町に住民登録していなかった場合）、印鑑、通帳等の振込先口座番号が分かる書類（ゆうちょ銀行は不可）

■受給資格

小学校第6学年修了前の児童を養育している人で、前年の所得が一定額未満の方に、児童手当が支給されます。

■児童手当の額

現に養育している児童で、1人目および2人目の児童は月額5千円（ただし、3歳未満の児童は一律月額1万円）、3人目以降の児童は月額1万円が支給されます。

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ／福祉課

☎ 77・5505